

## 令和7年度 市単：複合営農促進事業

- 認定農業者、認定新規就農者、生産組織（法人・集落営農）が対象です。
- 対象作物の5a以上（法人は10a以上）の新規生産または面積拡大、出荷・販売、通常の肥培管理が必要です。
- 所定の交付申請、実績報告が必要です。

### 1 複合営農促進機械等整備助成

対象作物を新規生産または生産拡大するために、栽培・加工・出荷に必要な機械や資材等の整備に要する経費（消費税相当額を控除した額）の一部を補助します。

対象作物	産地育成品目	かぼちゃ、ねぎ、ユリ・切り花
	上記以外	上記以外の野菜・花き・果樹 ※山菜は除く
補助率	産地育成品目	事業費の1/3以内（事業費総額10万円以上） 【補助上限】法人：100万円、法人以外：30万円
	上記以外	事業費の1/4以内（事業費総額10万円以上） 【補助上限】法人：50万円、法人以外：20万円
必要書類	【交付申請時】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械等の見積書、パンフレット（カタログ）</li> <li>・作付場所と面積が分かる図面</li> <li>・前年度の作付実績と令和9年までの作付け計画</li> </ul>	
		【実績報告時】
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入した機械等の領収書</li> <li>・作業日誌、販売伝票の写し</li> </ul>

### 2 園芸産地化面積拡大助成

対象作物の前年度と今年度の作付面積を比較し、拡大分に対する種代経費を助成します。

対象作物	かぼちゃ、ねぎ、切り花、ユリ（球根）
交付単価	かぼちゃ 16,000円/10a、ねぎ 19,000円/10a 切り花 26,000円/10a、ユリ球根 30,000円/10a ※他事業で種代補助を受ける場合は、上記金額との差額分を補助
必要書類	【申請時】 作付場所と面積が分かる図面
	【実績報告時】 作業日誌、販売伝票の写し